

## 島原半島ジオパークキャラクター使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、島原半島ジオパークキャラクター（以下、「キャラクター」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (キャラクターの使用目的)

第2条 キャラクターは、島原半島ジオパークを広くPRするための取組みについて使用するものとする。キャラクターに関する著作権は、島原半島ジオパーク推進連絡協議会（以下、「協議会」という。）に帰属し、使用者がキャラクターを自己のものとして使用することはできない。

### (使用承認の申請等)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下、「使用者」という。）は、あらかじめ島原半島ジオパークキャラクター使用承認申請書（様式第1号）を島原半島ジオパーク推進連絡協議会長（以下、「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に該当するときは、この限りではない。

- (1) 国及び地方公共団体がキャラクターのデザインを変更、改変することなく印刷物又は開設するホームページ等へ使用するとき。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (3) 著作権法で認められている私的使用の範囲に該当するとき。
- (4) 協議会が依頼するとき。

### (使用承認の基準)

第4条 会長は、前条第1項の規定による使用承認の申請があったときは、その申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認することができる。

- (1) 第2条の使用目的に適合しないと認められるとき。
- (2) 島原半島ジオパークの品位を傷つけ、又は傷つける恐れのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- (5) キャラクターのデザインを変更、改変するとき。
- (6) そのほか、会長がキャラクターの使用について不適正と認めたとき。

2 前項の承認は、島原半島ジオパークキャラクター使用承認書（様式第2号）をもって行う。

### (有償使用)

第5条 キャラクターを商品及びそのパッケージ等に使用し、使用者が収益を得る場合は、有償とする。

- 2 有償使用をする者は、会長と利用許諾契約を締結するものとする。
- 3 有償使用の承認を受けた者は、次の利用許諾料を納入するものとする。
- 4 利用許諾料は利用許諾物件1件につき年度毎5,000円とする。
- 5 納入された利用許諾料は、返却しない。

6 利用許諾物件に関する取扱いについて、事務局で別途定める。

(無償使用)

第6条 前条第1項に該当しない場合は、キャラクターを無償で使用することができる。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途にのみ使用し、会長の指示する使用条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、当該承認を受けた物件等を譲受し、貸し渡し、又は担保に供してはならない。
- (3) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) キャラクターの顔、形を大幅に変更したり、裏返し又は規格外の展開、一部使用など応用使用はしないこと。
- (5) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (6) 商標法(昭和34年法律第127号)第5条の規定に基づく商標登録出願を行うことはできない。

(承認の取消)

第8条 会長は、キャラクターの使用がこの要綱、または、承認内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、会長及び協議会はその責めを負わないものとする。

- 2 前項の承認の取消しは、島原半島ジオパークキャラクター使用承認取消書(様式第3号)をもって行うこととする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、その対象物を利用してはならない。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

改正後の要綱は、平成24年度の許可にかかる申請から適用する。

(様式第1号)

島原半島ジオパークキャラクター使用承認申請書

平成 年 月 日  
番 号

島原半島ジオパーク推進連絡協議会  
会 長 横田 修一郎 様

申請者 住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者名)

印

島原半島ジオパークキャラクターを下記により使用したいので申請します。

記

使用対象物件	
使用目的	
使用方法 (販売、配付等)	
販売・非売の別	販売 (予定小売価格 円) ・ 非売
使用期間※	平成 年 月 日～平成 年 月 日 ※使用期間は、最長で申請年度末までとします。
連絡先(担当者 電話番号, メール 等)	

添付書類

- (1) 企画書 (レイアウト、スケッチ、原稿等)
- (2) その他参考となるもの

(様式第2号)

## 島原半島ジオパークキャラクター使用承認書

平成 年 月 日  
番 号

様

島原半島ジオパーク推進連絡協議会  
会 長 横 田 修 一 郎 印

平成 年 月 日付で申請のあった島原半島ジオパークキャラクターの使用については、次の条件を付して承認します。

### 記

#### 1 条件

- (1) 承認内容は、島原半島ジオパークキャラクター使用承認申請書のとおりとすること。
- (2) 承認を受けた者は、当該承認を受けた物件等を譲受し、貸し渡し又は担保に供してはならない。
- (3) 申請者は島原半島ジオパーク推進連絡協議会の著作権を尊重して、適切な印刷水準のもとで作成すること。
- (4) 当該使用に係る物件の完成見本を速やかに会長に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- (5) 商標法（昭和34年法律第127号）第5条の規定に基づく商標登録出願を行うことはできない。
- (6) 同種分野の後発申請者にも同様に島原半島ジオパークキャラクター使用を許可することがあります。
- (7) 許可後、協議会の運営方針の変更等により、使用許可を取り消すあるいは追加の条件を課すことがあります。

2 使用期限日 平成 年 月 日まで

(様式第3号)

島原半島ジオパークキャラクター使用承認取消書

平成 年 月 日  
番 号

様

島原半島ジオパーク推進連絡協議会  
会 長 横 田 修 一 郎 印

平成 年 月 日付 第 号で承認した島原半島ジオパークキャラクター使用承認については、下記の条件により取り消します。

記

(取消理由)